破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３２７号
千葉県流山市流山５丁目24番地の１
債務者　香川　広治
１　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３２８号
千葉県流山市流山５丁目24番地の１
債務者　香川めぐみ
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０５号
千葉県松戸市西馬橋１丁目40番地の４
債務者　齊藤日出樹
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４０６号
千葉県松戸市西馬橋１丁目40番地の４
債務者　齊藤　栄子
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２０号
千葉県松戸市八ケ崎２丁目14番地の１　東急ドエル松戸ビレジ808号
債務者　瀬在　啓子
１　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４６５号
千葉県柏市船戸1706番地30
債務者　鈴木　三也
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４７９号
千葉県流山市松ケ丘４丁目514番地139
債務者　吉原　　徹
１　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９９号
千葉県松戸市小金原１丁目26番地の４　ウィルコート202号
債務者　畠山　陽子（旧姓日下部）
１　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
福岡県直方市大字山部810番地３
債務者　三角　雅和
１　決定年月日時　平成25年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市繁多川２丁目４番６号
債務者　島袋　史子
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４９６号
宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字新田60番地の３
債務者　今野　京子
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５１５号
仙台市青葉区小松島４丁目18番22―503号
債務者　今野　良彦
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
宮城県岩沼市三色吉字鶴14番地の５
債務者　平塚　三郎
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５６５号
仙台市宮城野区福室５丁目１番22号　パルネット結城201
債務者　大久　晃司
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５７５号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目32番10号　仙台市母子寮むつみ荘206
債務者　飯川　聡子
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８１号
仙台市宮城野区東仙台７丁目10番16号　第１加藤ハイツ202
債務者　新田　基樹
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
福島県南相馬市原町区雫字上江256番地の21
債務者　羽川　和俊
１　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで　福島地方裁判所相馬支部